



新
料
下

73
653
3



73
659
34

四季艸六之卷 秋草下

○自録

○家作之部

玄關

書院

床

雪隠

障子

疊

長押

○酒食之部

獻數

一盃二盃

後段

盃二ツ重

伏盃

三方

銚子ノ柄包

片口銚子包様

盃事

高盛

平皿 壺皿
腰高

七五三

飯湯

臺熨斗

食法

魚鳥

○四季艸秋の卷下目録



○道具之部

道具

文臺

御厨子黒棚

手箱

挾箱

扇

五明

鼻紙

印籠巾着

乗物

臺笠立笠

挑灯

○進物之部

進物

樽肴

婚禮言入

魚

金子

太刀馬代

○書札之部

書札

判

手紙

一筆

○祝儀之部

祝

元服

袴着魚味

髪置

結納

三ツ目之餅

置鯉置鳥

年賀

下帶ノ祝

○凶事之部

服忌

朦中

院号

精進

○雜之部

口傳

秘事

珍書

安否

御成

武家故實

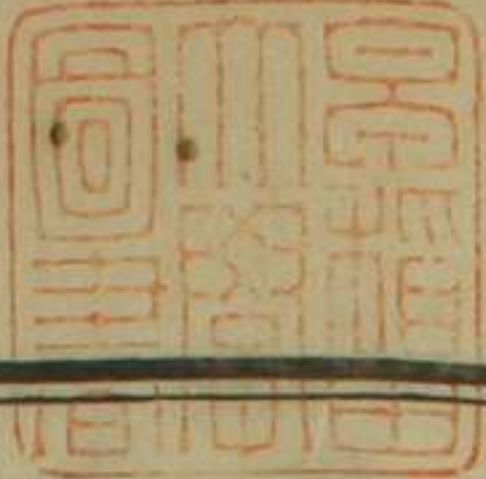
通計六十四條

四季艸六の巻 秋草下

家作之部

玄關

玄關の事古ハ武家ハ玄關といふ物なり。佛寺ハ玄關あり。形り。三光院内府記。塗輿^{スリゴレ}を諸家諸山於門前^テ乘^ル之也。但東堂者至玄關^ニ乘^ル之云々。諸山と云ハ諸寺の事なり。これ少く諸寺ハ玄關あり。事は知^ル。武家ハ玄關あり。多く古書をを見て考ふる。古代の武家ハ屋敷の様子ハ外に惣構の築地^{ツキヂ}あり。それハ大門あり。其外所ハ小門あり。大門^ヲ入^テて堀中門^{ハイヂウモン}あり。堀中門^ヲ入^テて遠侍^{トホサラヒ}あり。



主殿の内より侍とて廣く板敷を押廻してあり。是は内侍とて。今世大
り。此内侍あるゆゑ外よりあるゆゑ立るを遠侍とて。今世大
家以門の内より幕番所とて。此所の如し。遠侍ハ惣板敷なり。鎌
倉年中行事より見ゆ。
此所より番の侍あり。色々。遠侍の前は通して主殿の前に至る所
武具をと納め置たり。是は客人より對面する所あるゆゑ。是を客殿とて。
大木家ハ主殿あり。是は客人より對面する所あるゆゑ。是を客殿とて。
對面所とて云。主殿よりハ定めてお作りあり。三光院内府記ハ委
くあり。今畧々。小家の對面所をい
出居と云。事古書より見ゆ。客人よりて。使者にも。主殿
の前は庭より立ち案内をいへ。内より。奏者出て内へ請入
る。なり。古き繪より。客人と亭主對面して居る座敷の庭
小供召者の居る體をいへ。たふハ。古のありをいへ。其時ハ
繪師のうたへあり。玄關あつて直主殿の前より案内を
請ひて内より入る。室町殿の頃までハ如此あり。其以後

俗家ハ玄關出來り。あるは

書院

書院の事。今世武家にも。客に對面する所を書院と云ふ。古も大
家ハ主殿シユデシなり。又客殿と云ふ。小家ありて。出居デキといふ。是
是對面所なり。書院とハ佛寺あり。佛書ハ講むる所を祭。
俗家にも無き事あり。然るに太平記廿七卷新將軍京に。落の條
依渡判官入道道譽都を落し。依時我宿所へハ定てさきと何
ふ。大將ハ入替んむらむらと。尋常より取てて。六間の
會所あり。大紋の疊を敷雙べ。本尊。照繪。花瓶。香爐。罐子。盆。り
至より。一様より置調へ。書院ハ。義之が草書ハ。偈。韓愈が文

集眠藏たがふハ沈チシの枕純子の宿直物トクジキモノを取副て置く云々。會所といふハ主殿ヌシノミヤをも別わかるれども。是も客キヤクの參會の所なる由急會所と云ふ類なり。今世にイマノヨいふ。勝手書院と云類を左。右の文り會所と云て。又別わかる書院もあり。是對面所會所と書院と別わかる證あり。ありし鎌倉將軍の時代。北條家甚禪法を崇敬。足利尊氏公も亦禪法を尊信して。夢窓國師ユメソウクニシ故師とせらる。さいハバ上の好む所下必これに效ふ事あるべし。皆禪法を學ばば。故ゆり其家居イ中チウ。書院を立て佛書ハツ講コウし。座禪ザゼンをも所とん。此書院ハ佛學ハツの所あるゆ急。床トコにハ佛像の繪をうけ。鶴龜の燭臺。花瓶。香爐。香

合。喚鐘。拂子ハツを置おく。如此の佛具を俗家にしてある事常トコなり。ゆ急。書院ハツの會所對面所へも。佛具を置おきて飾カゼと云ふやうハツふ。みづからハツる也。後ハ對面所ハツ故も。書院と唱へ違へたハツる事ハツし。今世書院の眞マコトの飾カゼとて。佛前の三具足。喚鐘。拂子ハツを置おく。武家の對面所不用ハツ多ハツく。古き事ハ古コた事ハツなり。元來武家ハ飾カゼハ何らハツハ。佛家の飾カゼなり。ゆ急。俗家ハツに祝儀の日ハツあハツにハツ對酌ハツをハツき事ハツなり。然ハツまハツとハツ今世ハ重ハツき祝ハツ日ハツなり。必ハツの飾カゼを用ハツる事ハツあり。其本ハツ知ハツらハツがゆ急あり。武家ハツてハツ座敷飾ハツにハ。甲ハツ曹ハツ弓ハツ矢ハツ太ハツ刀ハツの類ハツをハツ用ハツふ

可紀事なるを

床

床の事。上古に書ふ床と云ふ事見えぬ。曾我物語卷十此押板
ふハ古今万葉初として。數の草子をつみおきたれどりと
ゆふ事とそそり。曾我物語ハ、鎌倉將軍以末
の代り書たる物と覺由押板と云板はそ
ふ家床なり。又前より引き家太平記の文に。本尊脇繪と何る
ハ床に掛たる事と聞ゆ。相阿彌が画し。東山殿御飾記ハ床の
圖見えたり。是も鎌倉の北條禪法を好く。書院に立し以來。
佛家のまゝにして。俗家も床板作りし。あるは佛し。床ハ
佛像に繪をうけ。香花を備ふる為の佛壇なり。今世も佛

法を好まざる者も。床ハ繪板をきて見ゆふも。物をおく所
あるは記ゆふ。床を作る事なるを。床の高さ一尺なり
たり。また俗に佛壇床といふ。高くあるても床は元來佛
壇あり

雪隠

雪隠の事ハ。櫻陰腐談沙門梅
國著曰。客曰。廁名雪隠。何之由乎。答
曰。雪人。名隱。寺號。昔時。雪竇禪師在。雪隠寺之日。以司廁之
職。改名雪隠。云々。義堂空華集第九。賀淨頭頌軸序云。古之
宗門。祖師發心入道。必先。登試諸難。而役于雜務。職之。最
卑。而人所甚惡。莫過于持淨。然若雪竇明覺。居衆司此職。于

雪隠至今有雪隠之義稱云々。と見えたり。廁カヤを司ツクる職を持
淨といふ。廁ハ不淨所なり。故に常ニ洒掃して淨キヨめされハ
必しく不淨水スを入る。庭ニらば。因に常に清淨キヨし。其家
事故勤る由急持淨といふ。廁を洒淨所といふ。其を正ただし。其
其こそ洒掃也。

障子

障子シヤウジの事。古代よりぬきを障子あり。阿くや障子あり。其
もろ障子あり。ふまは障子ハ表裏両面紙シをりて繪をうき。
或ハりらみみふまははらり。職人歌合ふ。かろ紙師あり。
歌ふそら色紙シを云む。けどめら紙の志シ。云クモりたる。

月日のきく。庭訓往來カラカミふ。唐紙師あり。平家物語長門本卷
十。

伊豆國目代
兼隆被討條

多紙シをそそり。あて云々。又禁中ニ賢聖の障子。荒海の障
子。太後馬よせ馬の障子。李將軍の障子。養由基の障子。立
らき。事。古今著聞集。禁秘抄等。不見えたり。皆繪を書た
る。何より障子ハ薄き紙シ。單シに片面シ。張り張た。糸
形也。法シ。草シ。相摸。守時。頼の母ハ松下禪尼シ。申き
る。守城入き申さる。事有き。けり。けたる。何れ障
子のやぬれ。何れ障子。禪尼手づら小刀シ。切シ。けり。
はらき。紙シ。云々。又法シ。何れ障子。今世法シ。いたて。こい

ふ物あり。古今著聞集 卷十一 画圖部に。小野宮殿のおゆるはひたち障子より小松をみよきんこを常則を名りしれを云く。又云。清涼殿の弘庇よはひしち障子をたてし。昆明池を圖せしれ多り云く。ねんじり也。

疊

疊タカミの事。古代ハ疊カミシモ上下あり。江談抄云。疊カミシモ上下の事。又彼談云。知疊カミシモ上下テ可敷事也。面の筵ハシラ裏り折返て閉付たし。絨カミ上と知る也。不折スレ天テ只付ツケレ下シモ仁可敷也云く。疊の縁イリは階級あり。海人藻シモ云。疊事帝王院カミ纏カミ綱カミ縁カミ也。神佛前半疊用纏綱縁カミ此外更不可用者也。太紋高麗縁カミ親王大臣用之。以下更不用之。太

臣以下公卿小紋高麗縁也。僧中者僧正以下同有職非職紫縁也。六位侍黄縁也。諸寺諸社三綱等皆用黄縁云く。四位五位雲客用紫縁也云く。今世おるづく武家より緋縁を用ふ。右の階級の定の外也。無位無官の者にハ相應の事なる。又長疊短疊といふもの。延喜縫殿式小見えを

長押

長押ナゲシの事。鴨居カモの上カミに打付た系横木を長押ナゲシといふ事ハ誰も知たり。敷居シキに下シモに打付た系横木は長押ナゲシといふ事也。今ハ志シぬ人あり。源平盛衰記 卷十三 信連 合戦の條 小長押コナゲシより尻シラけ大床オホユカに足差出シしとあり。義經記 三の口通 三の口通の條に辨慶長押

の上ははら居る腰のほら貝より出しおびたくく吹
あらししと何れはまきく草百五にまきくみるあら
むとみゆる男女とふぎくみちりくけて物うりまら
さぬと何れこれらハ大なる家作ハ縁より敷居までの
間高く敷居以下外の方上長押を打るや釘クギのくも
右に長押といふ事故あらぬ人も何れゆゑり志をし
たくりや

酒食之部

獻數

獻數の事一おんといふ何れも者まひ物も
者なり出し盃

てうしむさげも銚子よ
付て出るあり出して三度三盃の
事なりまきく其者
の膳ゆゞり盃もてうしも入るは一おんあり次り又
者を出し盃銚子出し三度まきく者も盃を銚子も
入る是二獻なり幾らん進ると皆同ト事あり唯者バ
りり出さふと何れ雑ザツニ煮まきも初獻ふ必出まなり餅
ハ酒の者よあらぬ物あらゆゑそ者と名づきて魚物を一
色そく出して其者にく酒は進るは一おんなり飯ふても
まんぢうやうかんさうめんむい麥らんどんまらぬ
類ふまもそ者を出して酒をまきくむれど一おん
なりはまきく草に寢明寺入道鶴岡カの社參れ次ふ足利

尤馬入道の許へ先使を遣りて立ゆらまそりたり。は
じはうけられたり。お座敷。一獻。うちあそび。二獻。ふさむ。
三獻。けいりちひふてやみね云々。ういりちひハ今世が
もちと云ふ物あり。是も酒の肴ふあらぬ物なり。是より
何ぞ魚物城控へ肴ふも出したる。酒ふはし

一盃二盃

今世一盃二盃の事を一あん二あんといふ人あり。あやほや
あり。一こん二こんの事ハ前よりいふがごとし。一盃二盃
といふ古き詞ふあらぬ。古ハ一度二度といふ。た案。は
は草に迎へ馬をつらひ。くれバ。たさのさる程あり。ち

つさねをのこり一度せさそとて酒を出したれば云々。一度を
させとて一盃のものをよといふ事なり。祝一三九度といふ
も九盃の事なり。古書ハ皆幾度といひ。幾盃といひ。或

後段

飯の後ハ麩類ふて何とも出さ然今世ハ後段といふ。後
段といふ名目古ハあはれ事なり。何を出すとも。そへ肴を
いふ事田舎詞なり。幾獻とい
ふ事知らぬ申あはれ

盃二重

盃二つ重る事。今世年始あはれ。何方にも。三方一盃二つ

さ終る出立事あり。武家あてハ甚いよ〜〜〜此事なり。
腹切さぶき人ハ酒をくむ事あり。必盃二つ重出〜〜二度
ばく二獻の儀を家たり。のまたる盃ハ伏せ〜置る也。又敵
の大將の首取〜實檢〜。これ首に酒杯手向る時も盃二つ
重ねあり。何き作法故實あり。されバ常〜盃二つ重出置事二獻の
む事とひむる也。武家に〜是故志〜らざるハあさ〜き事
なり。又幸始形〜。客を切腹人首切ら〜る者と同ト何
つ〜事。甚無礼ある事なり。

伏盃

盃を伏せ〜置事。前〜如く甚いむ事あり。今世も吸物

の膳ハ盃を〜置て出立事を〜。武家あてハ殊り
ひむ〜事なり。

三方

三方の事。今世ハ平人盃を三方に〜る事あり。三方ハ本を
賤き者〜用ふべき物〜。三光院内府記云。盤膳の事
大臣以上ハ四方。大納言以下ハ三方あり。又云細縁ホツベリの三方ハ
六位藏人用之云々。四方といふ物を。四方ハ眼象ケシヤウあり。三方といふ
の三方といふは。三方ハ眼象あり。眼象とハ穴の事なり。細縁
方あれ〜品下〜る物なり。さき〜の六位〜ハ不用
之。六位の藏人ハ。宗五記云。公方様。攝家。門跡。大臣家。小〜御
是を用〜。盃四方。小〜候。大方の公家。衆ハ三方に〜候。武家ハ

角の折敷カクノセシキふを急候。大臣ナリなりぬ。公家武家へ御出の時も此分
一候。角の折敷といふをみ切らば折敷あり。今木具といふ物あり。足付の折敷なり。又云。相伴の人より
膳の替事。殿中にさへ公方様。摂家大臣。門跡。皆御四方。
公卿ハ三方。摂家大臣。門跡。渡御の時ハ。武家ハ御相伴ハたゞし。
御陪膳も役類として。殿上人御ニやばく候。武家の御相伴の
時ハ。公方様御前。四方。公家大中納言ハ三方。武家ハ足付アヒツキ御陪膳
を御供衆云々。足付ハ足打の折敷あり。今世木具といふものなり。是を以て無位無官の賤
き者三方をモテ用ふヨリ事ニ知ル事ナリ。是ふよりして今
世改めて古法の通也。足付の折敷を用る事ニさうシ候。公儀の
し。萬の事ニさうシ。今世改めて古風ニ立テ候。公儀の

御咎もゆる。世人の障サマもさうシ。風俗ニ背ク候。ほゞの害ニを
至ラざる事ハ。古風ニ改メたれルものなり。

銚子の柄包

銚子の柄ヲを包ム事ハ。本式ニハハなク事ナリ。今も禁裏ニて
ハ包マれル事ハ。聞ク及ブ。大草流式膳部記ハ。京都將軍家。庖丁人。大草氏の記あり。云。
銚子の柄包候事。當流ニもあく候云々。魚板記ハ。室町殿時。代の書。云。御
銚子ハ柄包候事。殿中ニハハなク事ナリ。

片口銚子包様

両口の銚子ハ片方ノ口包事ハ。式膳部記ハ云。公方様御成ル候。
其外ニもあり。たゞ時ハ片口ニて參候間。口包事ハなく候。

自然片口あり時り。終口ふ多候へ。巴口の包様有之云々。宗
五記云式三獻。常の三献御盃の時も御銚子片口なるべし。
又云私さほめて片口の銚子ありまじ。片方の口紙包むべ

盃事

盃事と名付て。今世祝事にハ親兄弟。或ハ君臣盃をさし。多
乾魚るど紙着に挟て遣はせ。又返盃して右紙如く着をばさ
む事あり。是甚畧式なり。本式ハまづ式三獻を出せ。是ハ
も盃取うそし。まじし。式三献終て。初獻ハウザラ烹雜ざうことなり。を出せ。
前ハふ如くそん者あり。烹雜終て次ハ幾獻も出せ時。惣座中
盃さしむさげ出せ。紙也。

酒宴ふありて盃をさす。若乾魚ありふハ非也。座中盃めぐりて。賑ニギヤカふ興を催せあり。今世盃事と名づけ
てまじ。ハ此酒宴の體を。うまげり。よは終て。今世
ハ此まじ事也。却て本法式正の事と思ふハ何や。やなり。是も
戦國の頃世の中貧しくありて。賑ニギヤカく。真マコトの酒宴の興を催
せ事も。紙さし。て。そのうまじ。志さる。傳ツタや。却
て本式の如く。よな。し。紙さし。

高盛

高盛タカキの事。式正の膳ハ白木シラキにて。飯も汁も。皆うまじけ
小盛る紙也。土器ハ浅く。食物多く入らぬゆゑ。高より也。

上るなり。飯とくを上げふ多く入らざる由意高く盛
るるを。是高盛の主意なり。然るに今世ハ祝事何れハ塗たる
木や椀より飯を高くも上る事有り。椀もふくくして飯多く入
る物なる間。高盛より及む事あり。又飯ばつり紙高盛り
まると本式にも違たり。高盛を好まむ土器よりずし

平皿 壺皿 腰高

椀ハ平皿。壺皿。腰高といふ物有り。式正の膳ハさしを皆うけら
きりりりりなり。煮汁の多くある物ハかき上げふるハ不
る。ゆゑ杉の木紙を物に盛なり。その紙を物の平き紙
かきどりて。平皿を作す。其紙は物紙は不き紙をかき

てつ平皿を作す。多かり。それ上げ物より上げらるる白き木
紙糸の如く細く削りて。輪より上げ物の外にをむるなり。
平皿壺皿の外に。細き高き筋あり。紙かつら紙入たる體紙
うけらるるなり。腰高の形ハうけの下に。檜の木紙輪
を臺ふさむる形紙うけらるる作事なり。うけらけふハ必
輪紙臺より置く物あり。是を高坏タカヅキと云ふなり。坏ツキとハ
うけらけらるる事なり。輪を上げて高くを係ゆ。高坏は下
紙臺紙輪よせ。臺より上げらけふして作す付に志す事
也。土高坏と云。天子の御膳に用るなり。魚の焼物あるを式正
ハハ大なるかき上げふ盛るる。紙かきらるる大なる

ふ礼ありし。客のりてあし飯たぐやふて終りあはざれば。飯の湯れ時亭主隙ふな依るべき道理あり

臺熨斗

臺熨斗の事。今世三方に伸蛇をまきて。客人より供する紙臺熨斗といふあり。のしあそびをいふ。伸蛇と書べし。熨斗とも衣の志をいふ。熨斗の字ハ其義通ぜむ。いしあそび紙。紙しと云ふ。古代客に饗應の最初ふのしあはび紙供する形。手掛といふ物紙供するあり。手掛を檜木にも折敷の如く平く六角より少ゆる紙付る。是上の臺あり。其下は六角に折曲て細長き莖を立る。其下に其莖を受る臺あり。上の臺は大きき竹あり。六角に折曲て少高

き物あり。以上六角の物三重なり。其臺の上に五色の削て物を高盛よきふたりあり。五色ハ青黄赤白をいふ。乾をいふ。江戸に黒い紙あり。此五色を細く削てあるなり。其調やうハ庖丁家ふて知る事あり。武家ハ志事あり。此手掛を畧して其代りふのしあそび紙臺ふ載て。一番は客より供するあり

食法

食法の事。物くらふし。其物ふ依て食法あり。古事談云。事畢之後別足之食。儀見習ハントテ。人々群寄見ケレバ。継

目ヨリハ上ヲ少ツケテ切タリケルヲカバニリタル方ヲ一口令
食給ヒタリケリ云々。大饗と云。大臣の大饗と云。大臣小任ぢりきり
人其悦上外ハ大臣を正客上招き其外大
中納言。參議等を相伴上招き其饗應せし事あり其時正客
の大臣威尊者と云。徳大寺殿の大饗。宇治殿尊者上參りてきり
印あり別定と云。鷹の捉たる雉の腹を云あり。是は別足
と云事ハ故事あり。今畧之。雉ハ必やきと云ふまじり。あま雉
の焼鳥ハ食様を見習さんとして。人ハこの集る膳の下で
時上打寄て。うしろの残で紙見し事をいふなり。古れ人
ハ礼義古實を貴びしゆ急。如此事も心付て見習むし
なり。今世の人ハ風俗ころろく。鼻のきり。智惠の
みふ。食物はくひ様の法ふどいふ事。あざ笑ふ人
多し。世風の衰へ賤くおそた。又古今著聞集
飯食部

卷十八
飯食部

云。袖を切る事ハ盃酌至極の時ハ肴物を祭。盃をさる人必三度
のむ事あり侍りたりや。其はさう。きり。以て一度盃入る。
一度食して一度也云々。古ハかやうに事を法あやし。故考
見はし

魚鳥

魚鳥ハ事。古ハ魚上鯉を賞翫し。鳥ハ雉を賞翫し。きり
も。仁徳天皇ハ御時。秦酒公と云。鳥人。鷹をけし。始めし
く。鷹狩ハ雉を捉らしむ事。右ハあり。故ハ鷹
の鳥ハ。いづれ雉の事。雉を賞翫するハ此故あり。鯉を
賞翫する事ハ。鯉と龍門の瀧。大和國吉野
郡あり。にさういふまじり。化

して龍とあるといひ傳へめざる魚とて賞翫せざる也。
されど庖下家も雉と鯉ハ庖丁の故實習有事と聞及ぶ。
今世にもハ魚ハ鯛鳥も鶴を賞翫して雉鯉も少ハ賞翫
せざるやうに物も時世少く違有り。今世鶴の庖丁とい
ふ事有り。古よりありし事。古書に見及む。

道具之部

道具

道具と云ふ名目。古ハ僧家の詞よりして。中阿含經釋氏要覽 俗
家の詞ハ非也。俗家少くも調度と云なり。テウドと二字
共り濁して云あり。用事ある度より用ひて。用事

を調ふる物少りあるゆゑ調度と云。武士ハ家少く弓矢は調
度と云事ハさるるの調度何れハ中より弓矢を以て第一
とせざるも調度少くはなり。是武家のみより限らぬ。武官
の公家衆ハ弓矢を調度とせざるへ給ふなり。清少納言枕草
子ハ大納言二所。三位の中將ハ陣ちりふまわりを係せしに
も。調度おもてしやつさるるをさるるておとせ云々。
是近衛の中將ハ武官なるゆゑ。弓持ち矢なかに負たて云々
也。陣とハ近衛の陣とて役所の名なり。 今世武家少くも鎗を道具と
稱せざるも。右より同じ意なり。

文臺

文臺。今用るハ長二尺。廣一尺。高三寸。げんり。阿やま。と。た。物
あり。古のハ大なる物と見ゆ。新儀式行幸朱雀院。召文人并
試擬文章生。篇小。近衛次將二人よて。早と見え。それハ大なる
物なる。すし。按り。こま。則机。あ。べ。は。多。文臺。れ。文の
字清。て。唱。ふ。な。し。ふ。と。臺。といふ。事。なり。或人云。フンタイ
の文の字。成訓。よ。と。め。た。湯桶。よ。み。ふ。て。悪。し。といふ。然。ま。ど
も。我國。小。て。ハ。朝廷。の。事。湯桶。と。多。し。フンダイ。と。も。フダ
イ。と。い。ひ。ふ。な。し。古言の格あり。

御厨子黒棚

御厨子棚。黒棚の事。みづし。棚の名ハ。源氏物語。と。き。木。れ

卷。それ外古書。ど。り。り。見。え。き。り。又二階厨子。といふ。名。を。見
え。り。作。り。わ。り。も。繪圖。も。類聚雜要抄。清閑寺。家。の。書。ふ。見。え。り。也。
黒だね。とい。ふ。と。同。下。類。の。物。あり。は。ま。づ。草。百十。八。段。ふ。く。は。
と。ぞ。な。と。あ。る。ハ。黒御棚。と。い。ふ。則。ろ。棚。あり。此。二。つ。は。棚。ハ。本
を。御厨子所。臺所の。事。に。置。て。食物。を。置。く。棚。なる。を。さ。ら。ば。御厨
子。棚。とい。ふ。黒棚。も。御厨子所。に。在。て。う。ほ。ど。の。煙。に。ぬ。ま。不
す。と。黒。く。なる。を。直。ふ。名。と。い。ひ。て。黒だ。な。ま。云。ふ。也。
つ。ま。づ。草。百十。八。段。中宮。の。御方。れ。御ゆ。ど。の。上。は。く。ろ。と。だ
り。雁。の。見。え。り。北山殿。の。御覽。と。て。何。を。以。て。臺
所。に。あ。る。棚。と。い。ふ。事。を。知。ん。し。御湯殿。の上。と。ハ。臺所。と。て。常
に。湯。を。沸。か。し。置。所。あり。飲湯。

湯沸を所ハ上と云ふ湯所ハ下と云ふ心なる也。みづし棚
も黒棚を本ハ臺所にて食物を置く棚を置棚と云ふ。何を
置けども便宜しき棚あるゆゑ別ニ花麗を飾り作して貴
人の御座の邊に置く。御道具は置く棚あり形ありたざる也。
此二つは棚は何を置く物と定めて置く事ありし。書籍。巻軸。
香爐。香盆。手箱。硯箱。冠篋。烏帽子箱。其外何れをも心やうを
置けり。祭置物定めてある様ニ書たふ抄物などをも何れをも
それをも其時々ふ其事ふとて用べき物に置く事を云
形あり。大いなる歌の會ありば歌書多く置重紙。硯料紙の
箱。色紙短冊箱など紙置物。香聞く會ありば香爐。香盆。

香合。沈筥。香匙。火箸。火取の類。香に用ふべき具を多く置けりし
管絃などありば樂器を專に置く。外の物と置合を
に。其日専ら用ふべき物に主として置く。婚禮などありて
あつぱ。其時節にけり入用ありべき物を專に置けりし。今
世江戸に御厨子黒棚のかきりやうれ法と云ふ。是も此所
に置く。これかきり置く。と置物も置所も
く定めて法有る。かきり置く。覺えたる人あり
これ田舎人のまゝの事あり。その上此二つは棚ハ婚禮に時
にけり座敷に置物と心得て。祝事終まるとりはや入用な
しとて藏へ納めり。後別ニ書棚などあり物を作して。色

色の物を置くをうき事なり。みだり棚黒棚ハ婚礼の時をうや座敷に置く物と思ふ心も誠しうありむく心もきき事なり。近世にうき棚ハ扉の裏にえびを大黒の像を時繪にまゐる事ありこき水嶋ト也といへるものありが作て出又の如書棚といふ物ハ古に書小見えしたるものとあり。ざるものなり。何人の作て出しけり。近世の物なり。みづー棚ハ両方へ扉を開く所あり其所をほむといふなり。佛像を入る龕ハ両開の戸むら右でをみだり棚のほむは似たるゆゑ佛の厨子といふ是俗のものとあり。

手箱

手箱ハ手りのゆゑに置く何あても入るべき箱なり。入る物て定てあり。まゝ赤といふハ宮のまゝに云雲形ハ少

高くあり上あて其所に羅をまきまき其上を赤く塗て雲形より内ハ黒くも時繪にまきあり。是も手箱も昔ハ常に何方にもありむねも珠らしうむねも手箱なり。まゝ赤ハ大小を何なり。大まきあり。小まきあり。是もたゞ心中うせ小何にまき入る宮なり。今も世にまきまきてはやらぬ物も急見ありぬ人ハ何ぞ入る物に定めてあり。入るべきうとらうむら人あり見まきぬ故の不審あり。入る物ハ定まらる事なり。阿ふ人の説く。大まき赤小入る物の秘傳ありといふ其秘傳を女の湯具紅と白と二色を入る御厨子棚に置事古法なり云々。如此の正しうぬ秘傳近年もや物なり。是非をいふも詞はつむえなり。

挿箱

挿箱の事古ハ無き物あり。古代ハ衣服を上ごし袋に入る。供の者ハ持せし形也。古画より此體見えざる也。上ごし袋と云ハ衣服を入れる袋也。大小も小にも好まらざるも縫ひて口ハ縫ひたり。括り通して括る形也。其袋ハ破まぬ為し糸を少ぬやくよりして表裏縫一つよき形あり。たてとくふ碁盤の目れ如くこも是之上刺と云形也。袋ハ色も上刺を寸尺も法式をたらし。昔ハ常々世上ふ多く阿也。ふ水も珍なり。ぬ物形也。是も今世江戸ハハまじりぬきもあゆ魚何者う上ごし袋の法式を作也。陰陽をうごむる女ざし男ざしといふ所し様あり。たちねの寸法有るまじり云是近幸あり。らん出たる妄説也。今

も田舎ふも上ごし袋を用る事あり。いつれ頃よりう上ごし袋を持たる事まじりぬき慶長のこと後とらるる挿竹とて竹割をうけて衣服を挿えり持せり。あそびをもやま多衣服を入れる箱を作也出してうれ挿竹ふ代へまじり挿箱と名付たり。我々これハ挿箱ハ近世出来たる物あり。然るも挿箱は緒の結ひやうに古法の秘傳ありまじりいふ者阿也。如此の妄説近幸殊の外まじり出てふ水を信仰する人も又たびたらし。智恵たる人も世に多くあまむ阿ふもの形也。いふやうにき事あり。義箱もまじり箱出来し時より始りたるべし

扇

扇の事。浮折沈折の二品あり。浮折ハ扇のさ紀志すくむり
てむろぐり。俗に末廣といひ。又中啓チウケイと云。本名
ハ蝙蝠フウフウといふ。古書ハハカをほりといあり。ハハりといむむし
蝙蝠の羽をまきひく扇を作せ始。由河海抄に
見えり。俗に沈折シムセツと云ハ。常に持つ扇のさ紀志まりて
カウモリあり。浮折沈折ハ折様以名あり。此事
多く人々しに扇を御前より出して出子事上古より制禁
あり。續日本紀卷廿四。廢帝紀曰。天平寶字六年八月丙寅。
御史大夫文室真人淨三。以年老力衰優詔特聽アリ。宮中持扇
策ソウラ。秋と見えり。扇は持事制禁する故りゆをれたる
た。其後又變トク。扇は持事礼と改めり。ふや。男ハ檜扇。

蝙蝠フウフウ。女ハ袖扇アソビを宮中より持つは礼とせり。且貴人の前より祇
候ウケ。扇は笏の代り用ふる事あり。宇治拾遺物語
卷五。扇は笏の代り用ふる事あり。居たり云。同書卷十
に。扇は笏の代り用ふる事あり。居たり云。同書卷十
云。曾我物語卷六。扇は笏の代り用ふる事あり。云。此外同書所
所に見えり。これら皆貴人の前へ出る。皆貴人の前へ出る。皆
體を以て笏の代り用ふる事あり。胸の通り真中より持て。身を直し
て紀為の定矩あり。扇を笏の代り用ふる事あり。身は直し正
云。年中諸大名へ御成之記云。京都將軍時代の書。扇をかげし
置事不得其意儀あり。近來如此有來。依間不及是非。

惣而笏の代り心なり。公家方にハ御對面の時モ專ラ手ヲ
持ク參ららる。武家方の衆ニ限り御前へ持まらざ
ル覺悟ナリ。腰ニさしてモ更ニ自由緩急の儀ニ非ズ。
然トモ御前ニさし置けり。是レハ御前ニさし置けり云々。
前ニいひてさし置けり。上古ハ御前ニ扇持つハ制禁ナリ。其
後扇持を禮儀トシ。其後又扇持ハ無禮トシ。今ニ至リ
テ。是上古以定ニ立テ。水多ク。公家ナリ。猶今ハ中
頃の定如クナリ。

五明

五明の事ハ博物志ナリ。五明扇ハ舜の作ス所ナリ。舜既ハ
堯の禪を受テ。廣ク視聽ヲ開キ。賢人を求テ自ラ輔ク。故ニ
五明扇ヲ作ス。秦漢の公卿大夫皆用ス。事ハ得ズ。魏
晉ニ至リ。乘輿者ニ用ス。事ハ得ズ。事ハ得ズ。事ハ得ズ。
得ズ。事ハ得ズ。事ハ得ズ。事ハ得ズ。事ハ得ズ。事ハ得ズ。

鼻紙

鼻紙の事古ハ今の世如ク。小菊小杉などの類の如ク。小
振ニさし置けり。紙ハ小引合杉原。紙横ニ
折テ。その水を又豎リ。二つニ折テ。又その水を豎ニ二つニ
折。以上豎四つニ折。その紙幾重も組合キ。懐マコニ入置テ鼻紙
カミ。萬の用事ニ使ヘリ。是ニ使ヘリ。是ニ使ヘリ。是ニ使ヘリ。

此紙こそ。たゞみ紙とも云ふ也。射手のたゞり紙と云ふもの
あり。是ハ挿物ト立テ射
るあり。折や
う別なを。歌の詠草を書ク料紙の折やう今も有り。是
即古たゞり紙に書たる體あり。折樣同ト事な。近
世公家衆束帶の時。大まう紙といふ物を懷中せしむ。此
大たゞりふみハ厚き檀紙ダンシに切箱キリハコをちりして折たる
物なり。折やう別
一あり。此大たゞり紙の間。前ふみ所のふみ
紙をほさる。懷中せしむ。此大たゞり紙を古
書に見え守。近代の製作あり。前ふみを疊紙タミガミハ源
氏物語。其外歌集。古き物語等ふ見えし也。

印籠 巾著

印籠巾著の事。室町家の頃までハ無かり。物なり。是又近
代の物なり。室町家ハ頃ほゞも腰刀ト火打袋を付る事
有。此也。火打袋ハ日本武尊の時とあり。其事ハ古事記ト
見えし。今畧之。火打袋も火打道具を入る
袋也。巾著ハ此火打袋の變作ある。印籠といふ物も
古ハ有。物なり。腰ト佩る物トハ。大體三
寸五分四方なり。三四重ツキの重箱なり。堆朱ツキ
たゞり。是ハ異國より渡るる物ト云ふ。唐人の印并印肉を入る箱なり。又同ト樣ふる丸も重箱も
有り。是ハ藥籠と云。異國より煉藥レンヤクを入る物なり。此二色
しり。此方みりハ違棚の飾ふ。置く物なり。腰ト

佩る哉。名ハ印籠と云て薬を入る所の用ハ薬籠なり。此物も
——と信長秀吉あとの頃軍中の用意。鎧の上帯に付る
為。作て出せし物も有るなり。今も古き印籠ハ東
山殿時代の蒔繪ありといふ物あり。東山殿時代ハ此物を
し。心得がた物ナク。室町殿の頃殿中へ刀ハ火打袋付て
参る事あり。老人病者あつハ薬を入る為。御免を申
て付き——由。宗五記ハ見えき也。今も御前へ腰に下げ物
——と出る事ハ制禁あり。今世の人印籠巾著哉。佩まるとも
薬を合し——とあり。唯奇珍の品故りて何そとび人々
見ても誇るべきは為のふ。佩るなり。無用の具ありて

浮花ある玩なり也

乗物

乗物の事。古代ハ公家の人々も車も乗て。武家の位高き人ハ
輿に乘て。其外の人々ハ馬に乘たり。近世ハ公家衆も常も
車も乗る事あり。武家も常にも輿に乘る事ありし。
常も乗物といふ物あり。駕籠といふ物有也。おとそ人れ
乗てて行へる物ハ輿も車も皆乗物なり。源氏物語ハ象
の事哉と云ら。普賢フゲンなるちの物と書たれバ。馬も乗物と
云ふなり。さゆも乗物といふハ惣名にそ。一物の名にそ
あり。近世の乗物といふ名の。一物子のを限りて。亦ハ不

不事なく、打上げ腰黒るごの品も出来たり。それ乗物と
りしり至てハ。古代のあんごの製ひごとく遠ざうりぬ。
乗物の元祖も何紙だり。何をさハ罪人手負人を乗る
物ふく凶器たる。今この乗物も貴人の乗る物ふく吉
器とさしり。萬事萬物古今に變化むゆり乗物もも限
るべし。人の身に盛衰榮枯も。又同ドのあべさや

臺笠 立笠

臺笠立笠といふ物。古代より物なり。京都將軍の代まで
ハ。から笠紙布の袋よ入り持せしあり。武家もく白笠袋
紙持する事ハ。公方より御免を蒙りて持せしあり。御

免ある人ハ。あさぎ紙布の笠袋なり。宗五記に見えり。
日どり笠も。何やの笠。蘭草ふくあたる笠あり。笠の上り
角の如く。筒を何み作るなり。此筒
の中へ本どり紙
入るき為なり。を用たり。後三年合戦の繪。其外古画に見
えり。かぶらざる時ハ手に持てるなり。臺笠立笠と
いふ事古書に曾てあり。近代の風俗たる也。

挑灯

挑灯の事。上古よりなる物なり。古ハ夜行に松明を用ひ
りる也。又行燈紙用る事も何なり。鎌倉年中行事
に。鎌倉殿成氏。正月五日。始て管領の許へたし。まはし時の
行列を記して。續松二下。行燈一つ持てる。とあり。續松ハ

たひまつあり。行燈ハ今も用ゐるあんどん形也。昔ハ夜行ハ
持し物あふゆゑ行々燈と書たり。右の頃やうなもので
ぢんぢん。蜷川記ふ云。挑灯ハ籠挑灯本あり。平生持候挑灯
故あて候哉云々。平生持候と云々むてうちんを云あり。故實
さよ隨て用ふる事。是ハ永祿天正あとの頃の事なり。し
みやといふあり。其頃既り今世の挑灯りあり。とみゆ。籠挑灯といふ物
ハ行燈のさやの如く。丸き目籠をさやあり。上ハ横木の
取手ありて提るやうに志す。此物なり。今も奥州出羽
どの驛家なるあり。こは紙用ふ。其圖別みあり。是を本
み。とたむてうちんを志出したるなり。永祿四

年辛酉三月晦日。光源院義輝公。三好筑前守義長。亭へ御成
之記。御門おちやうもん。二つあて置之。御門役渡之。之
右也。

進物之部

進物

進物ハ伸蛇を添る事。古ハ曾てな記事あり。古書ふを見え
ぬ。今世も太刀目録にも伸蛇を添る事あり。是ハのみ古
風ハ失ひざるあり。後代の風俗愚痴ふあり。物ハひひて
志す。たるあり。さねども世上普く法の如くたる
をも事形を世に從ふべし。本城知置すし。

樽者

樽者の事。古代室町殿の頃、樽者として人子送りしハ、肴といふハ魚鳥、炊^イ焼^{ヤキ}を折^マり、盛^タり多^クなり。生魚をハ、肴物といひ。又荒物といふなり。肴物も書状注文あり。魚の名を書けり。今世ハ樽小生魚を添^ソり、樽といひ習り。

婚禮言入

婚禮の言入^{イヒレ}の進物ハ樽^{イヒレ}に贈^ルり。今世平^{ヒラ}き樽の上^ウ。屋内喜多留^{キダ}と書く事あり。古代ハ記事あり。柳樽ハ柳の木にて作^スり。両方小手^{コテ}に付^ケる物^{モノ}なり。外^{ソト}の木にて作^スり。平^{ヒラ}き物

コトあり。古ハ樽^{イヒレ}ハ文字^{イヒレ}と書く事あり。樽^{イヒレ}ハ文字^{イヒレ}と書く事あり。

今世酒屋にてモ、事^{コト}なり。其儀ハ武家ハ不用^ス之。進物の注文の古案^{コノ}ハ、柳幾^キ荷^カと書^クて、樽の字^ジハ不^ス書^ク。是常^{トシ}なり。言入の時^{トキ}も替^カる事^{コト}あり。書状^{シヤウ}にも亦^モ同じ。さる婚禮言入^{イヒレ}ハ進物^{イヒレ}。古ハ聲^{コエ}なり。贈^ルり。後^{ノチ}舅^{ケイ}の方^{カタ}より贈^ルり。相^{アイ}たふひ^ヒり取^リて。約束^{ヨクソク}を^スる事^{コト}あり。進物の品^{モノ}ハ人^{ヒト}ハ心^{ココロ}を^スる。何^ニと定^マる事^{コト}あり。乾^{ホシ}魚^{イサ}ハ用^ユむ。昆^{ヒメ}布^フハ出家^{イッサイ}の進物^{イヒレ}。なごに志^シた^ス。俗^{ソコ}人^{ヒト}表向^{ウラムカ}の進物^{イヒレ}。用^ユふ事^{コト}あり。

魚

魚を進物よまらる。笹の葉をかみ敷ふまらる事。武家より
まらる。事なり。腹切まらる人。又ハ敵の大将の首
取來る酒進まらる。それ者ハハ笹の葉。又冬昆布の帯オビ状
い敷にまらる。常上忌むと此故なり。

金子

金子を折紙ふまらり付て。者代金千足まらる。書事古まらる。
古ハ錢けり通用まらる。金子ハまらる。慶長の頃まらる。小判小
粒まらる。出來た也。古ハ折紙まらる。引合せ紙一重紙。横二
つに折て。それを豎に二つに折て。真中よまらる。千足。又ハ万
足まらる。書事まらる。鳥目まらる。何まらる。書事まらる。公

方へ進上も同ト。古案に見えまらる。書札の古書まらる。阿也。
古書に金幾兩とまらる。秤目ハカリメの事まらる。小判の事まらる。あらま
書札の太刀馬代

太刀馬代の事。今世太刀馬代を贈る。小目録ふ御太刀一腰。
御馬一足と書て。御馬とある傍に。御馬代金幾枚まらる。書
事。世上一統まらる。いまらる。へ真劔生馬に時ハ。御太刀一腰正宗。
御馬一足鹿毛印。太刀の銘。馬の毛付カサヅク。印付をまらる。也。
又使太刀ツカヒ。今世上イマノノ。太刀馬代なれば。御太刀一腰。御馬一足とば
りり書て。太刀の銘付。馬の毛付。印付をまらる。馬代ま鳥目三
千足も五千足も内々の目録有まらる。昔ハ如此なり。太刀馬

代の目録。表書之受取侯由。奏者裏書。して其目録を返
す事昔もなかり事なり。或説。伊勢守殿流ふハ。以上。二點。以
懸て返すといふ也。是あとう。さる事あり。太刀馬代。不
る也。又。さるの折紙。にても。請取。する由。を。別。の紙。に書
く遣。すなり。

書札之部

書札

書札の禮。今世ハ古式用ひられたる事多し。古今大ニ相違志
せり。捻文ヒナリガミを古式ハ紙一重に狀紙書。卷て其上を白紙一
枚。多卷く。是を礼紙ライシと云。其礼紙の上を白紙。横りて

包む。是を表卷オモテマキといふ。此表卷の上下狀をり。餘り。は。分を

捻ヒナリなり。捻ヒナリあり。捻ヒナリする所を紙捻カウヨリ後より前へ廻マヒす。

まむ。まむ。ひり。て切なり。上下此表卷。小名書。状。を。多。分。を。是

を式の立文タテブミといふ。今世の結文ムスビも礼紙も表卷も。な。く。て。直ニ

狀。に。頭。は。り。り。紙。捻。多。分。也。又。今世結狀ムスビ。と。云。狀。の。頭。を。捻ヒナリ

り。結。ぶ。是。ハ。古。表。向。礼。式。り。用。ふ。事。あり。艶書ウツクシ。好色コイロの。紙

ハ。ゆ。ゑ。の。ち。ん。中。を。捻ヒナリ。り。結。ぶ。なり。俗ウツクシ。に。これ。を。玉タマ。此。艶書

紙。む。ま。び。や。り。紙。男。の。狀。に。頭。に。む。ま。び。や。り。今。結。狀。と。云。

通用。す。多。分。也。書。狀。を。紙。に。包。む。糊ウツクシ。ふ。り。附。け。封。ま。る。を。糊。封。の。狀

頃。より。始。まり。あ。り。時。乱。世。た。り。ゆ。ゑ。糊。封。を。用。ひ。た。り。あ。り。石。田。三。成。り。を。ら。用。ふ。包。様。ハ。醫。師。の。藥。包。紙。學。ぶ。れ。り。と。あ

る書札の書し見えしを
此説さるるありし

判

判の事判といふ名目古き事なり。東鑑一卷治兼四年六月廿二日の條

康清歸洛中略被加御筆并御判云々。是頼朝卿の判は事を

いふなり。判と云ふは俗の名目なり。本は名ハサウメウ草名も

押字とも。花押ウツともいふなり。官職難義云々。惣別判を草

名も申なり。名乗の二字は崩して草ふ志くはりのなり。

仍草名と申が本なる也云々。吉部秘訓抄云々。報牒可加草

名近代真名也。又云古書署事中少辨次第云内案加真名正

文加草名云々。是等の文草名は以て文書の證とせし事

を崩して。字形は異形あり。草名も名乗は字

書字と云はむ。して押字といふなり。又其形異形は書

く花やうふまはり。花押もりのなり。古人の押字名乗

字を二つに豎に重ね崩したるあり。又二字を横に

尤右に並へ崩したるあり。又下は一字をうへに崩して

上の一字を草に書て。下の押字に書はるるあり。是

俗に二を古人の判ハ皆如此なり。又名乗字は用ひむ。別

人々の好むよほあり。押字に似るる物の形を作して用

るもあり。いづれも花押藪古押譜なるに見く知るなり。

又判の上下より一文字をもち事ハ異國明の大祖より始る由
伊藤長胤が兼燭譚に見えたり。日本にてハ後水尾院の御
判ハ上下より一文字あり。近來の人ハ判多くを上下に
一文字紙書くなり。前より如く古人の判ハ皆名乗字を
崩しき作るゆゑ^{判の内ハ白き}の數よかりたる事あり。
近世ハ元ハ數をうごへ。何性の生きた人ハ幾元と定め。或
は點畫より吉凶紙の性ハ合ふと不合との事をいふ。或
陰陽師の説あるを愚ある人ハそれよりほごひく。病身ハ
人判形紙改めたり。無為にたり下位に埋まると人
判を改めて立身出世志ありたり。武人子も似

合ハ忌ハ一死事あり。人の身元上の吉凶禍福ハ天命なり
天命ハ聖人あり。辞退を事ハあらば心を正しくし身
紙直くきん。己が身を作し出たるといハまぬ。或
し何ぞ判の吉凶を以て。天命紙上げて禍を去り。福紙紙
事あらんや。判の事ハ先年予が所を推して押字考ふ委を
志す。置たり

手紙

手紙といふ名目古ハあり。手簡といふも手づから書たる
状なり。手簡をシユカンなり。紙テカニ少くも。テカン轉じ
る手かといひ誤まる。古ハ紙を横一二折し折る書

と云ふ小文と云ふなり。其小文を畧して半切紙より書く
手紙と名付き候なり。

一筆

状の發端に一筆と書出候事。細川幽齋の書札抄に、一筆と
相認る事といふなり。と云ふ事あり。不申候なり。不
叶事候いさか書付て遣は。此一筆少く用の相調事を
いさなり。おたそと遣は状に、一筆と相認むる事ハ無
其詮之由申傳ると云々。今世訖度一たふ表向の状に、
うまらば一筆をかく事古とて替り候なり。

祝儀之部

祝

祝といふハ神候まゝの事なり。元服婚礼亦此始といふ事。
惣て吉事少くは。尚ほ神に酒食を供へ奉り候。拜礼を致し
て神の助け候らん事候祈る。是我神國の風俗なり。

元服

元服といハ元をかへるなり。始て首に冠を戴く候なり。
ゆゑ元服といふ。服ハ身ふ付る事をいふなり。古代の人々皆
さういふ候剃る事なり。して惣髪形也。童子を中剃はる
事なり。髻を結ひて後へ長く垂て置たり。髪を先をバ有
の下邊ふて切るなり。是は喝食又髪を先を切らむ。婦人の

こゆるく下げ髪ふをきつるなり。是を兒チ姿ス父の好むなり。さて兩様あり。武家にては多ハ髪先を切られ。さて元服
むらふも。その日加冠の役理髪リハツの役とく。役人二人あり。
は何理髪の人童子は髪結ムスひ直まなり。細く平ヒラき糸
組イタキの緒オビと云ふ。髪取イタキの頂イタキの上イタキに髻ムスをイタキして下イタキより上
へ印イタキにイタキとイタキなり。卷上イタキよりイタキに結ムスびと見。其髻
は餘イタキを紙イタキみて卷包イタキみ。水引イタキふと結ムスむ。箆イタキ刀イタキといふ小
刀イタキを以イタキて下イタキより柳イタキの板イタキをあてて。髻イタキは手一束半イタキばらイタキ置
る。髪イタキはイタキをイタキなり。如此理髪終て。加冠の人をイタキ
うイタキを取イタキるイタキをイタキなり。俗イタキに加冠の人をイタキなり。たやといふ。
えイタキげイタキなり。きたる人イタキはイタキなり。子イタキと云

ふを 加冠終て童子座を立イタキて別の座敷へ行て装束を改イタキえ。
又出イタキて酒肴イタキ供イタキへ祝イタキふなり。此時加冠の人より名乗を
給イタキり。えイタキげイタキなり。名イタキはイタキなり。たイタキ名何九イタキなり。云イタキへイタキは
改イタキ。何太郎何次郎イタキなり。今イタキ記イタキに。古の元服を
如此の體イタキなり。近世は元服といふ。童子の額イタキは兩方イタキの毛
を剃イタキてイタキをイタキ入イタキる。袖の服をぬぎて。とめ袖は服
は着イタキて。おイタキを半元服といふ。其後二三年も過イタキて前髪を落
し。さイタキはイタキ大イタキに剃イタキて。野イタキ郎イタキあり。はイタキなり。本元服と
いイタキなり。額イタキふイタキをイタキ入イタキる。事野郎あり。はイタキの事。前の人體
の部イタキに記イタキる。如イタキし。おイタキはイタキ古代イタキの事イタキなり。男イタキ立イタキは風

俗なり。曾て元服の礼あり。又袖とあ半元服本元服と
いふ名目。古代一向たる礼事なり。古より袖と云ふ物なし。童子の服ハ兩よりさし
下を縫ヒ塞フぐなり。元服の礼式今も知ふ人なきゆゑ。歴々の
大家孔子息も。今やうに元服よく。真の元服は禮儀行ハ
ぬなり。

袴着 魚味

袴着の祝。古より右事なく古書不見えきなり。古も女子も
さうは着あり。女も常はけうき着たるゆゑなり。右書
ふあり。又魚味の祝といふ事あり。袴着ツキ小屬たる事
也。東鑑三十四卷仁治二年十一月廿一日の條に云。今日將軍家若君御前御著袴

魚味也。下あれ若君と頼継公の事あり。延徳元年十一
月誕生。仁治二年も三歳なり。著袴ハ袴着ツキなり。小兒を
着せむるなり。魚味ハ小兒ハ魚肉を食を始ムるなり。小兒を
脾胃を健ムるなり。以て養生と云。魚味ハ厚味なる物なり。
脾胃は泥ホまん事を恐る。又小兒ハ火氣盛なり。魚
肉ハ膏脂ありて熱物なるゆゑ。火氣を添ん事は恐ま。
食をムる。三歳以上ニ至ルて魚味は食せ始む。是を魚
味の祝といふなり。

髪置

髪置カミオキの祝。上古に書ハ見及ぶ。蜻川親元が殿中日記正寛

六年十一月十日の條に姫君様一兩日中可有御髮置御祝云々。あはれ
東山殿義政公代の事をたり。

結納

結納の事古と言入といふ。貴殿の息女を妻と申受度候所
望れ昔城いひ入る。紙云わし。又そのみとのいふ舅と頼と
聶と頼む儀あり。古ハ聶よりまづ使を以て進物を送り
後舅と頼も使を以て進物を送り。兩方相互に其約束城り
むるあり。今世も言入をゆひいふと云む違ひたる上。結
納と書てゆひあふと云ハ彌あやほりなり。聶は方より
使者を以て進物を送り。舅の方よりハ答礼なり。進物も

送らば古風と大に違なり。前ハ進物の部と合せ見るとし

三めの餅

三めの餅古へともある事なり。婚礼の三日め。餅と調
へ。神に供へ奉り。其餅を姫の方より女使より母君の方へ送
るなり。餅を折し入るなり。折の數ハ其家の分限と志
がひ多も少も幾合とハ定り。今も此餅をもちこれ
餅といひ習ひ。かほをといふ物に入て送る。田舎に習
ひ。移りたるもの。又舅とも餅を送る事。今ハともや
る。聶の方ハ餅の事ハ源氏物語其外古きも。あはれ見
たり。舅の方の餅ハめづらしき事なり。何の書りを見

えん

置鯉置鳥

婚禮の座敷より置鯉置鳥二重折瓶子ふど紙を敷き置くと。座敷飾と覚えさる人あり誤あり。古代ハ婚禮ハ限らむ何れ祝つともわくあり。將軍家諸大名の館へ御成礼時置鯉置鳥。右の品々ハ饅物見物^{ミモノ}以為ふとあそび神へ捧る供物なり。祝とひふと神祇祭る事なり。是神國の風俗なり。右の供へ物の品々ハ庖丁人ハ法^{ハフ}とさどつて調る事なり。武士ハ故實ハあつて庖丁人ハ申付るなり。

年賀

年賀の祝事。上古と有る事あり。續日本後紀^{卷十}九

明天皇紀に云。嘉祥二年冬十月辛巳朔癸卯嵯峨太皇太

后遣使奉賀^{ヲマシ}天皇^{ヲマシ}四十寶算也。其獻物黒漆平文厨子十基。

^{盛彩}云々。四十寶算印本冊^二作るハ誤なり。冊ハ冊^ノの誤也。獻物厨子十基の外多品也。今畧す。此文を見

まかす。此頃既^ニ此賀あり。源氏物語^の卷^ハに。こころ

なりてハ。まこと御いそぎの事。^{六條院造作の}事をゆふる也。御と

しこの事。がく^樂人^ノま^舞人^ノのさざめ。御心よりを

といふもささめ云々。同卷の河海抄云。御賀の事なり。年満

き紙賀まゝなり云々。こころ年みちり畧語也。

年賀をこころみれいそひをいふなり。又年賀のいそひ物

年の數布ツルギ送る事源氏物語の上ツルギた玉ツルギぐら内侍源氏の四十の賀ツルギをツルギ傳ツルギり其座ツルギのツルギうツルギざりの中ツルギに御ツルギぢ地敷き四十枚ツルギに阿ツルギ也沈又ツルギぢ沈んの折敷ツルギよ四つして御ツルギ若菜ツルギふさツルギはツルギばりり參ツルギりり云ツルギ々ツルギ四ツルギつツルギを四十の數ツルギとツルギりり年賀の座ツルギりりろツルギれ屏風ツルギに色紙ツルギふ歌ツルギうツルギく事ハコ鳩ツルギ杖ツルギやツルギるツルギらツルギるツルギ事ツルギあツルギゞ古書歌集ツルギあツルギゞツルギ多く見ツルギえツルギりツルギ今更ツルギにツルギ志ツルギすツルギはツルギ及ツルギゞツルギ

下帶の祝

今世童子シタオビに下帶シタオビの祝ツルギとツルギ其親類の方ツルギより紅白ツルギの下帶ツルギ或ツルギ臺ツルギ小ツルギをツルギ意ツルギ々ツルギ贈ツルギる事ツルギあり下帶ツルギをツルギどツルギハ人の前ツルギふツルギ多ツルギ其名とツルギいツルギふツルギ憚ツルギある物ツルギたるツルギ古代下帶ツルギの祝ツルギとツルギいツルギふツルギ事ツルギ曾ツルギてツルギるツルギ

事ツルギなり阿ツルギぢツルギるツルギ事ツルギり世ツルギに風俗ツルギおツルギ流ツルギるツルギふツルギたツルギるツルギ下ツルギでツルギ々ツルギ如此ツルギに事ツルギなツルギるツルギ人ツルギあり烏帽子ツルギねツルギやツルギえツルギがツルギ子ツルギといツルギふツルギ事ツルギハ古ツルギをツルギ阿ツルギぢツルギどもツルギふツルギんツルギどツルギあツルギやツルギぬツルギんツルギどツルギ子ツルギをツルギいツルギふツルギまツルギめツルギづツルギしき事ツルギなりぬツルギんツルギ々ツルギ々ツルギ紙ツルギ臺ツルギに居ツルギる事ツルギもツルギあツルギりツルギき事ツルギるツルギ

凶事之部

服忌

服忌ツルギといツルギふツルギ事ツルギ服ツルギハ衣服ツルギの服ツルギをツルギ糸ツルギ死ツルギしたる人ツルギと悲ツルギしむツルギの間ハ素服ツルギといツルギふツルギ紙ツルギ着ツルギるツルギ常服ツルギをツルギ麻布アサヌ紙ツルギ鼠色ツルギ小ツルギ染ツルギて着ツルギるツルギあり此色ツルギをツルギ鈍色ヒビといツルギふツルギ前ツルギの衣服ツルギ紙ツルギ部ツルギ小記ツルギまツルギこツルギ紙ツルギを着ツルギるツルギ人ツルギを服者ツルギと云ツルギなり定ツルギの日數ツルギ終ツルギるツルギ此服ツルギをツルギぬツルギぎツルギ去ツルギるツルギ紙ツルギ除服ツルギと

いふなり。今世武家にも素服を着る人あり。服といふは何の事や。ん知らば。穢といふ事なりと思ふ人あるゆゑ記しなくなり。忌といふは死穢あるゆゑ神事に憚る儀の事なり。上古より忌服と並べし。忌を神事比期小臨く死穢忌み多。服者忌を除る事。服者ハ素服を着る。神事ハ憚り。別小忌の日數といふ事ハ。上古の書に忌の日數の事見えん。上古も服假といふ。服の日數決定也。假ハ暇也。禁中に仕まはる者ハ。不幸小遭たる者ハ。葬送の事より。凶事比。忌より。一より。暇

を給ふなり。服の日數。神事ハ葬送令にあり。假の事ハ假令に見え。ト部兼俱の書に。神祇服假令に。服假ハ事あり。其暇ハ今世忌事。暇といふ事。服忌と並べし。事ハ近世以來の事なり。

朦中

朦中の事。今世朦中といふは。喪中。あやまりたる。哀れ間引より。居る儀。喪といふは。喪と云事ハ。阿ま。忌といふ事ハ。あやまり。今世朦中見廻も。忌中見廻と云。忌ある人の。野菜菓餅等を贈る事あり。其贈物を受たる人。忌中に餅など。舂て返礼。遣はる事あり。其親

類同しく忌服を受る者の方へもさきもあらずし。他人此方へ忌中の穢たる火に多製したる物を贈るハ甚非礼なり。忌あきく謝礼を述べた事なり。

院号

院号の事。死する人の諡オウナに院号は付する事。天子の御院号ハ云ふ及む。攝政関白大臣ハ皆院号或ハ寺号あり。是皆其菩提所何院何寺を建立せらる。依る此号ありたり。其の寺院は建られぬとも。水は建らるる不どめ入る水は。建らるるを准じて寺院の号あり。又子孫も同号は用ふれば後何寺或ハ後何院なりと称する事。

寺院をも建ざれば人よく。何寺何院といふ号ハあるべし。攝政関白大臣にあり。と。大家の人寺院を建たる。それ寺院の号は以て称するなり。然る小近世ハ猥マカに院号を称する事にたると。卑賤の者も。金銀を寺僧にあり。所望を水は。院号は授る事にたると。

精進

精進セイジンの事。智度論云。有二精進。一ニ身精進ニ爲小。二ニ心精進ニ爲大。云々。小精進ハ身は精進をたると。大精進ハ心を精進をたると。精ハ志シとら。サとをみ。進ハまると。米は志とら。げたる如く。心を身は清く。心も身も佛

事に専ら進すすむ。退き息やすむ事なきは、是僧しやうの精進なり。俗人も先祖を奠ツる。右の如く心を身も共ともり清浄じやうじやうなり。祭まつりの事ことに専ら進むは、精進といふなり。是精進の本義あり。あまらば、此事知らぬ人も、魚鳥を食くらむは、俗事しやうじなり。然しかし精進と思ふと、あやほりなり。魚鳥の類ハ血肉けつにくをまぐさく、あまらば、是を食くらむと、身みに精進の内うちに一つなきとも、精進を此一事に限かぎる事ことあり。又愚おろかざる者ハ、精進を、死者しやうじやの後生の為ために、戒かえりて、思ふハ、誤あやまり。精進を心こころに、身みを戒かえりて、此事ことなり。又近年江戸えどに、たゞ之これを親死おやのしと、直ただに

魚を求め得える家内けいだいの人ひとは、あまらば、是は精進しやうじん固かたといふ。其後魚うしほを食くらむ。是は中落なかおちといふ。其後魚うしほを食くらむ。是は中落なかおちといふ。其後魚うしほを食くらむ。是は中落なかおちといふ。五十一日の忌いみありけり。魚類うしほを食くらむ。凶事きやうじを改かへめ。吉事きちじ小復かへる。是は然しかる。是は事ことなり。甘かんき食くらむ。是は事ことなり。昔むかしハ曾そとくもたのしき事ことと。聖人せいじんのいふ。大おほく違ちがひて。無法むぱう無む礼らいの至いたり。一

雜事之部

口傳

凡口傳といふ事ハ文字も書うつさず。繪圖ももたず。きき。詞紙以ていむをどる。されど通して。口傳といひて。面談し其事。口づから傳ふ。近世ハ文字にもかき。繪圖ももう。記し置て。口傳ふ事。はやく。その志。心も甚しや。口傳ふ事あり。二ハ物の師

秘事

秘事といふ事ハ五品あり。一はそれ道を重くせんが為。輕く。そのやま。傳へ。秘事あり。二ハ物の師

たる人。その弟子の。秘事を傳ふ。其秘事いふ。用に立。上達の期を。秘事を。三ハ。我。秘事あり。四ハ。我。秘事あり。五。秘事あり。六。秘事あり。七。秘事あり。八。秘事あり。九。秘事あり。十。秘事あり。十一。秘事あり。十二。秘事あり。十三。秘事あり。十四。秘事あり。十五。秘事あり。十六。秘事あり。十七。秘事あり。十八。秘事あり。十九。秘事あり。二十。秘事あり。二十一。秘事あり。二十二。秘事あり。二十三。秘事あり。二十四。秘事あり。二十五。秘事あり。二十六。秘事あり。二十七。秘事あり。二十八。秘事あり。二十九。秘事あり。三十。秘事あり。三十一。秘事あり。三十二。秘事あり。三十三。秘事あり。三十四。秘事あり。三十五。秘事あり。三十六。秘事あり。三十七。秘事あり。三十八。秘事あり。三十九。秘事あり。四十。秘事あり。四十一。秘事あり。四十二。秘事あり。四十三。秘事あり。四十四。秘事あり。四十五。秘事あり。四十六。秘事あり。四十七。秘事あり。四十八。秘事あり。四十九。秘事あり。五十。秘事あり。五十一。秘事あり。五十二。秘事あり。五十三。秘事あり。五十四。秘事あり。五十五。秘事あり。五十六。秘事あり。五十七。秘事あり。五十八。秘事あり。五十九。秘事あり。六十。秘事あり。六十一。秘事あり。六十二。秘事あり。六十三。秘事あり。六十四。秘事あり。六十五。秘事あり。六十六。秘事あり。六十七。秘事あり。六十八。秘事あり。六十九。秘事あり。七十。秘事あり。七十一。秘事あり。七十二。秘事あり。七十三。秘事あり。七十四。秘事あり。七十五。秘事あり。七十六。秘事あり。七十七。秘事あり。七十八。秘事あり。七十九。秘事あり。八十。秘事あり。八十一。秘事あり。八十二。秘事あり。八十三。秘事あり。八十四。秘事あり。八十五。秘事あり。八十六。秘事あり。八十七。秘事あり。八十八。秘事あり。八十九。秘事あり。九十。秘事あり。九十一。秘事あり。九十二。秘事あり。九十三。秘事あり。九十四。秘事あり。九十五。秘事あり。九十六。秘事あり。九十七。秘事あり。九十八。秘事あり。九十九。秘事あり。一百。秘事あり。

めは秘事も又間、あり

珎書

珎一々書籍をぞ。好む人一借して寫さる。幾本も數多
く。世の中ふ乏しく。ぬやうにまき事なり。我本火を
やけ。又も故あり。もうせ。時にハ先借した。人
々を借り。寫さる。二度我手に入。又世の中。幾本
も出来て。の。の。世の人。為ふ。形。千年の
後。も。其記せる事。絶。傳はり。天下の寶。を
らん。悦。事。然るに近世ハ珎一々書籍を
ば。かく。人。珎書。持た

人。人。事。好むハ。女。の如く。心。事
な。心。の。人。小人。なり

安否

人の安否。問ふ詞。貴人ハ御機嫌と云。其次ハ御勇健。其
次ハ御安泰。御堅勝。御堅固。御無事。あ。次第。階級。何
此。事。古書。に。曾て。見え。事。近世ハ風俗。なり。何者
の。定。事。や。出。所。も。知。事。な。今世
法。如。に。背。き。を

御成

將軍の御出行を御成オナリと云。成の字義心得がたし。室町殿の

代に記したる書にハ皆御成とあり。東鑑小を御行の字
を用ひたる也。成氏年中行事にも御行とあり。按ずる小御行
と書く御ありさる也。御ありさる紙畧は御ありあり。
御の字とおんとを結ていふゆゑあは字へうはる音たうと
されたり。是連聲の例なり。されど御ありさる紙御ふ
りさるといひ。その紙畧して御ありといふなり。御ありと
云詞に付て。成の字はあは字に用ひたるなり。

武家故實

武家の古實書世にたり。きまゝあるハ近世の人ハ妄
作する偽書あり。皆古書に合ざるものなり。扶桑見聞

私記。藤九郎盛長記。訓閱集。犬追物秘記。これら偽作妄説
なり。又桂秋齋が書たる武門故實百个條。或は馭馬故
實の類。武門の事をあらばして。委く知るものなり。紙
に妄説を記したるものなり。室町殿日記といふハ。真字
のみ書く。飛鳥井雅綱卿奥書あり。是も偽書なり。同名ハ
て平假名にて書たるあり。是ハ實記なり。又室町記とい
ふあり。真字にて書たる。是も實録なり。近世偽書多く
なり。これら古書は多く見せし眼よりあらざるなり。偽書
はこれら多し。かゝるものなり。廣く古書は見ざる事な
り。古代の中にも。其時代々の風俗あり。又その時代

時代の詞あり。それ時代々の文體有り。偽書を作る人
多し。是を知らざる。今の風俗。今の詞。今の文體。故以て書
き。且或ハ年号。人名。引書。以て時代前後の取違等あり。おれ
等。少くも偽作ハあり。是を易し。偽書。故作る。おれの人。ま
た。少くも。智惠。浅き。が。ゆゑ。行ふ。か。が。多し。ま。ま。ま
偽。ハ。う。ね。む。ぞ。あり。ま。ま。ま。の。なり。い。ま。ま。先。は。ま
む。ば。ま。ま。ま。

右一冊ハ。今世武家に常々あり。ふま。ま。ま。事。の。故。實
を。考。へ。記。して。孫。ら。に。教。へ。た。ま。ま。お。れ。秋。の。日。に
書。は。ま。ま。ま。は。ら。秋。草。に。名。付。く。

安永六年丁酉九月廿八日

伊勢平藏平貞丈

花押

安永六年のままのゆめ

貞丈

おのやまのままのままの
野もをまもまのまの

四季艸六の巻 秋草下 終

○四季艸六の巻下

○四十六

この四書字を抄のきしきしきなる中ふ海舟の本
 と他本二部をとりて授けしるるをいひし負
 友夫人のいひしにして授けしるるをいひし世
 流布をもちしは徳のあるをいひしなりしは
 の異もあや條子のいひしなりしは
 あまのいひしなりしは
 友よりいひしなりしは
 こゝろをいひしなりしは
 おろしきいひしなりしは

天保八年三月

長深伴権

發行
書林

- 紀州若山新通二目 加勢田屋平右衛門
- 同所中ノ島 坂本屋喜市郎
- 同所寄合町 錢屋喜十郎
- 同 所 坂本屋大次郎
- 尾州名古屋本町 永樂屋東四郎
- 京都寺町通蛸藥師下町 蛭子屋市右衛門
- 大坂心齋橋筋安堂寺町 秋田屋太右衛門
- 江戸日本橋通壹丁目 須原屋茂兵衛
- 同通四丁目 須原屋佐助
- 同本銀町貳丁目 永樂屋東四郎

